



教 政 第 1 0 号  
令和4年 1月13日

各県立学校長 様

教 育 長

### 新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について

このことについて、本日、福井県感染拡大警報が発令され、県民行動指針が別紙のとおり改訂されました。県内でのオミクロン株の確認以降、新規感染者数が急激に増加していることから、学校教育活動を継続させ、子どもたちの学びを保障するためにも、細心の注意を払って、感染防止対策を徹底いただくようお願いいたします。

つきましては、令和3年10月11日付け教政第479号で通知した「学校における新型コロナウイルス感染症対策について」（以下「指針」という。）で示した対策の一部について、下記のとおり取り扱うこととしますので、適切に取り計らうようお願いいたします。

また、福井県感染拡大警報は国の分科会提言による分類の「レベル2」に相当することから、学校における感染症対策の実施に当たっては、各学校や各地域における感染者の発生状況に応じ、令和3年11月22日に文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から発出された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～『学校の新しい生活様式』～（2021. 11. 22 Ver. 7）」（以下、「国マニュアル」という。）の「第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について」の「レベル2地域」の対策の内容に十分留意いただくようお願いいたします。

なお、今後、感染拡大の状況等を踏まえて対応を見直す場合には、改めて通知します。

### 記

- 1 感染防止対策の徹底について（指針1（1）②、（2））
  - ・ 感染防止対策の基本となるマスクの着用やこまめな手洗い、換気等による3つの密の回避が徹底されているか、校長や教頭が総点検すること。
  - ・ 食事や着替え、登下校時などマスクを着用していない際には会話を控えるよう、「『おはなしはマスク』いつでも どこでも だれとでも」を徹底すること。
  - ・ 教職員についても、日ごろから、食事の際や更衣室、休憩室等においても、会話をする際にはマスクを必ず着用すること。
  - ・ 児童生徒に対しては、学校以外の場所において児童生徒等同士で交流する場合にも、マスクの着用や手洗い等を徹底するよう指導すること。
  - ・ 受験を控えた生徒に対しては、家族の協力も得ながら、例えば、家庭内でも会話時にはマスクを着用する、食事の時間を分けるなど、学校以外でも感染リスクを最小化する工夫を行うよう注意喚起すること。（なお、感染者等に対する偏見や差別が生じないように十分に留意すること。）

## 2 教職員および児童生徒の体調管理の徹底について（指針1（1）①）

- ・ 教職員および児童生徒について、検温等で毎日の健康状態を確認することはもとより、体調に少しでも変化が生じている場合には、迷わず医療機関や受診・相談センター（0776-20-0795）に電話で相談させ、自宅で休養することを徹底させること。また、こうした場合には、塾や習い事など人が集まる場所に行くことも控えるよう注意喚起すること。
- ・ 「学校等欠席者・感染症情報システム」に、児童生徒等（教職員を含む）の健康観察の結果に係る情報を確実に入力するとともに、当システムで学校内の児童生徒等の健康状態を把握・確認し、感染症に関する症状が複数みられる場合や有症者数の増加が認められる場合には、早期に県教育委員会や学校医、保健所に報告・相談すること。（令和3年4月28日付け保体第283号通知「新型コロナウイルス感染症における『学校等欠席者・感染者情報システム』の活用について（依頼）」を参照）
- ・ 家族が県外から帰省した等により感染の不安を感じている生徒等には、無症状の県民を対象とした無料検査について周知すること。

\* 福井県ホームページ「無症状の県民を対象としたPCR等検査の無料化を実施します」

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/ippankensa.html>



## 3 教職員の県境をまたぐ移動について（指針1（1）①）

- ・ 教職員は、学校教育活動以外での他県との往来は、訪問先の感染状況を十分把握した上で、慎重に判断すること。特に、感染拡大地域（※）との往来は、リスクを十分に考慮し、訪問の延期を含めて検討すること。
- ・ 他県への出張については、真に必要で急を要するものであるかを十分に検討するとともに、オンラインでの代替等を検討すること。

※直近1週間の新規感染者数が人口10万人当たり15人以上の都道府県のこと。

（令和4年1月12日現在で35都道府県）

福井県ホームページ（以下のURL）で、全国の人口10万人当たりの新規感染者数/週の状況を確認すること。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/kansensyo-yobousessyu/corona.html>



## 4 学習について（指針6）

- ・ 感染者が発生して臨時休業となった場合には、タブレット端末を活用したオンライン学習を実施すること。また、そうした場合に備えて準備を進めておくこと。
- ・ 対面授業とオンライン学習を併用し、出席停止となった生徒等に対しても学びを保障すること。

## 5 修学旅行等について（指針7④）

- ・ 国内への修学旅行等での他県との往来は、訪問先の感染状況を十分把握した上で、慎重に判断すること。特に、感染拡大地域との往来は、リスクを十分に考慮し、訪問の延期を含めて検討すること。
- ・ 訪問先においては、その感染状況に応じた感染防止対策を徹底すること。

## 6 部活動について（指針 8）

- ・ オミクロン株は従来の株と比べて感染性が高い可能性があることを踏まえ、県内外を問わず、宿泊を伴う遠征や合宿の実施は慎重に判断すること。
- ・ 練習試合等での他県との往来は、訪問先の感染状況を十分把握した上で、慎重に判断すること。特に、感染拡大地域との往来は、リスクを十分に考慮し、訪問の延期を含めて検討すること。また、他県の学校を県内に招待する場合についても、同様の取扱いとすること。
- ・ 他県を訪問した生徒および引率した教職員については、帰福後 2 週間は体調管理や感染防止対策を徹底させるとともに、発熱等の症状が出るなど体調に変化が生じた場合は出席停止等の措置により登校または出勤させないこと。
- ・ 部活動前後における集団での飲食は控えるとともに、部活動終了後は速やかに帰宅するよう徹底すること。
- ・ 感染者が発生して臨時休業となった場合には、部活動を休止すること。

## 7 受験等について（指針 10）

- ・ 受験等のため、他県を訪問する生徒等については、マスクの着用やこまめな手洗い、検温による健康観察等の感染防止対策を徹底させるとともに、現地での移動は受験会場と宿泊先の間で留めて不要な外出を避けるなど、感染リスクを最小化するよう指導すること。
- ・ 帰福後 2 週間は体調管理や感染防止対策を徹底させるとともに、発熱等の症状が出るなど体調に変化が生じた場合は出席停止等の措置により登校または出勤させないこと。

## 8 寮や寄宿舎について（指針 11）

- ・ 国マニュアルを参考に、食堂や浴室等を同時に使う人数を制限するほか、食堂で向かい合って座らないよう座席の配置を変更する、会話時のマスク着用を徹底するなど、感染症対策を徹底すること。

【問い合わせ先】 福井県教育庁	〈連絡調整に関する事〉
	教育政策課 0776-20-0557
	〈教職員の服務、教職員のワクチン接種に関する事〉
	教職員課 0776-20-0565
	〈生徒・学校行事、文化部活動、学校リエゾン派遣に関する事〉
高校教育課 0776-20-0549	
〈感染症予防、運動部活動、生徒のワクチン接種に関する事〉	
保健体育課 0776-20-0384	